

# 近畿地方整備局における道路管理の諸課題について

近畿地方整備局 道路部路政課

近畿地方整備局において直面する課題や対応策についての事例を紹介させていただきます。道路管理に携わる皆さんの参考となれば幸いです。また、同様の取り組み事例や課題についての意見があればぜひお知らせ下さい。

## 1. 御堂筋における公共的な取り組みに要する費用への充当を目的とする広告物の設置

### ■背景・目的

平成 20 年 3 月 25 日付道路局長通達により、地方公共団体と地域住民等が一体となって実施するイベント等に要する費用の一部に充当する目的で、広告物の道路占用が可能となりました。近畿地方整備局管内では、大阪市内の御堂筋（一般国道 25 号）において、これまで通行止めにして各種イベントが実施されていましたが、その費用は、企業からの寄附に頼るウェイトも大きく、長引く不況の中、予算の確保が困難であることから、今回の枠組みを利用して広告付バナーを設置したいとの問い合わせが相次ぎました。

御堂筋は、梅田から難波を結ぶメインストリートで、イチョウ並木や世界的ブランドショップが立ち並ぶ、大阪の顔とも呼ばれており、御堂筋に広告物を設置することは、企業にとって大きなメリットがあると考えられます。

### ■検討課題

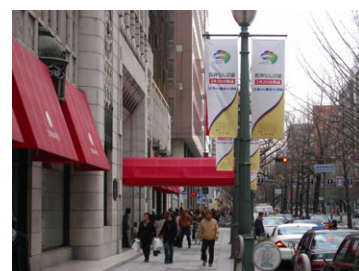
今回の枠組みの適用に当たっては、①御堂筋においては、複数のイベントが実施されることから、広告の設置時期、区間の調整②交通管理者、屋外広告物担当、市道管理者等との調整③収支についての報告方法 等の課題について検討が必要となりました。

### ■結 果

関係者による協議の結果、①については、大阪市を窓口として、実施主体間で調整すること②については、信号機や標識の視認の支障となる箇所へは設置しないこと、バナー全体面積のうち広告部分を 1 / 5 以下とすること、広告部分は企業名を原則とし、商品名は不可とすること③については、広告収入が他に流用されないこと 等が決められました。これらの調整結果に基づき、これまでイベント告知型のバナー広告が 3 回設置されていますが、見た目の違和感もなく、御堂筋を通行される方にも概ね好評をいただいているようです。御堂筋では、今年度も大きなイベントが予定されていますが、単なる寄附には、企業も抵抗感があることから、企業のイメージアップも図ることのできるバナー広告が設置されることが予想されています。



2008 年ハート大阪夏まつり



2009 年御堂筋オープンフェスタ

## 2. 工事に先行した官民境界確定及び不法占用是正について

### ■はじめに

管内において、電線共同溝等歩道上の工事により、官民境界沿に設置している道路構造物（多くが地先境界ブロック）を取り替えることとなり、現地を調査したところ、官民境界沿に道路構造物が設置されていない箇所（不法占用と思われる家屋、三和土、ブロック塀等により控えて設置されている）やそもそも一定の区間に道路構造物が設置されていない箇所が存在していることが判明しました。これは、歩道設置工事等において、工期内に施工を仕上げようとするあまり、民有地の方から苦情が出にくい方法をとった可能性が大きいと思われますが、現時点において、現況のまま施工すると、官民境界の移動が確定してしまう可能性が強く、そのまま放置することは許されません。また、不法占用者からは、後日の是正指導の際、工事の際黙認してもらったとか、いまさらなんで指導される必要があるのか等言い訳に利用されることも予想されます。



道路敷地が不法占用されている例



官民境界（赤線）通りに構造物が設置されていない例

### ■取り組み

そこで、工事の沿道のうち、上記のような問題のある区間（立会件数として90件）について、

平成20年度末に、各戸毎①工事の説明を行う②工事施工を行ううえで疑義が生じる可能性がある官民境界を確定③官民境界よりはみ出している不法占用物件の是正指導を行いました。

### 立会箇所の内訳

| 立 会 箇 所                                     | 箇所数   | 延長     |
|---------------------------------------------|-------|--------|
| 過去に境界を確認しているが、不法占用等により施工上官民境界を確認しておく必要がある箇所 | 30 箇所 | 0.5 km |
| 過去に官民境界を確認していない箇所                           | 60 箇所 | 1.2 km |
| 計                                           | 90 箇所 | 1.7 km |

### ■実施結果

現時点では、土地所有者による自主的な是正を求めており、概ね5割程度の是正が終了している段階です。不法占用物件の中には、家屋が含まれており、所有者が不明なものも存在していることから、全ての是正までには相当の時間と労力が必要になると思われます。

しかし、残ったものの大多数については、実際工事を進捗する中で是正が進めることができるものと考えています。

### ■課 題

今後、改築事業も含めて官民境界いっばいに構造物を設置することをルール化することが必要であり（当然のことですが）、特に、残地については、道路構造物が設置されていない箇所が見受けられることから、今後の用地管理のあり方を含めて検討する必要があると考えています。

なお、本事案については、平成21年度近畿地方整備局研究発表会の発表課題として、下記に詳しい内容が掲載されていますので、詳細についてはこちらをご覧ください。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/happyou/theses/2009/pdf07/09.pdf>



### 3. 路上広告物に係る不法占用の是正指導について

#### ■はじめに

道路における広告物の不法占用としては、道路法第32条の占用許可が可能な道路上空の突出看板や日除けの類と道路上に直接置かれる置看板、立看板、のぼりの類の2種類に大別できます。前者は、台帳を作成し、定期的な指導を実施していますが、後者については、通行の障害となることから最優先での対応が必要なものの、実質的には、市民の方からの苦情により個別対応することが多いのが実態です。また、道路に直接置かれる路上広告物は、容易に移動可能なため、是正指導してもその場だけ移動し、すぐ元に戻る鼯ごつこととなり、道路法では即時撤去する権限がないことから、これまでは警告書を貼って、一定期間そのままのもののだけゴミとして処分するにとどまっていました。



路上広告物の状況

#### ■事例

そこで、近畿地方整備局では、屋外広告物法第7条第4項の簡易除却の権限委任を知事、政令市・中核市あるいは知事から権限の移譲を受けた市町村長より受けることにより、法律に基づき「はり札等」、「広告旗（のぼり）」、「立看板等」を対象として撤去することが可能となることから、積極的に委任を受けることとしています。これまでに管内の8事務所において、実際委任を受け撤去を実施しています。

平成20年度における簡易除却件数（大阪市内分）

| 物件別         | はり紙   | はり札等  | 立看板等 | 広告旗 | 総件数   |
|-------------|-------|-------|------|-----|-------|
| 撤去件数<br>(件) | 3,010 | 1,005 | 335  | 35  | 4,385 |

#### ■課題

上記の通り大阪市内だけでも、これだけの件数があることから、委託を受け、即時に撤去する効果はあると思われます。

但し、財産権のある置看板を対象とする場合、保管が必要となることや、簡易除却は、管理されずに放置されているものが対象となることから、店頭物件については、管理されているものとされ、是正が進まない問題があります。なお、保管については、委任元である地方公共団体と覚書を締結し、地方公共団体の保管所で保管・返還事務を行うことで解決している例や店頭物件であっても、路線等を定めたうえで、警察と合同で、文書警告しても、是正されないものは、管理されず放置されているものとして簡易除却の対象としている例もあります。いずれにせよ、道路管理者単独では、できることが限定されることから、屋外広告物担当部局と連携して、面的対応を図ることが必要と考えています。



現地指導状況

#### ■今後の取り組み

路上広告物については、掲出する商店等の責任はもちろんですが、広告旗などは、企業が販売促進用に配布するものが相当程度あり、コンプライアンス（法令遵守）の観点から企業の責任を問うため、過去近隣の地方公共団体とともに約70社の企業へ申し入れを行っています。地方公共団体の制定する屋外広告物条例において、最近では、広告主の管理義務を導入し、違反者を公表できる規定を設けている例も増えており、この面でもタイアップして対応することが必要と考えています。路上における違法物件を是正することは、通りやすい道路とすることにもつながりますので、今後とも地道な努力を積み重ねていきたいと考えています。

## 4. 放置自転車対策について

### ■はじめに

都市部特に駅周辺における駐輪対策は、駐輪場の設置、禁止区域の指定、放置自転車の撤去を地方公共団体、道路管理者、鉄道事業者が連携して実施することが効果的です。近畿地方整備局では、過去より指定区内における放置禁止区域の指定、変更の際には、標識の設置や放置自転車の撤去、保管あるいはその費用負担について、地方公共団体と取り決めたくて実施するように努めています。それは、禁止区域の指定や有料駐輪場の管理、即時撤去は、条例に基づき地方公共団体しか行うことができないため、国道部を条例の範囲から除外されてしまうと、自転車の放置が国道に集中する等の弊害が生じる可能性があるからです。

### ■連携内容

具体的取り決めの内容ですが、まず条例に基づき撤去した自転車を保管する保管所の提供です。放置自転車撤去後、一定期間は保管することが必要であり、撤去回数や撤去箇所が多ければより大きな面積が必要となります。そこで、連携の一貫として、国道の高架下等の空きスペースを保管所として提供しています。次に撤去に係る費用の負担です。条例に基づく放置禁止区域内における放置自転車の撤去は、地方公共団体が面的に行うものですが、それにより、これまで要していた長期放置自転車の撤去、保管や処分等に係る費用が軽減されることから、国道部に係る放置自転車の運搬費用等を負担しています。それから、駐輪場整備に係る連携です。路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針により必要とされる有効幅員を確保できる場合は少ないと思われますが、下図の事例



有料駐輪場整備前



有料駐輪場整備後

のように、交通の阻害とならない道路区域内の土地において、基盤整備を道路管理者が行い、有料駐輪場としての施設設置、運営管理を地方公共団体が行う事例が増えつつあります。

### ■事 例

最後に、放置禁止区域指定による効果があった最近の事例を紹介します。一般国道 25 号は JR 環状線寺田町駅付近を通るため、歩道はもちろん、車道の一部も放置自転車に占領されている状況で、地元からの苦情も多く、管理に苦慮していました。（ちなみに平成 19 年内閣府実態調査では、放置自転車の多い駅ワースト 12 位です。）今般、JR 用地の提供等を契機として、地方公共団体による駐輪場整備が進んだことから、本年 5 月に駅周辺に放置禁止区域が指定されました。下の写真の通り著しく改善されましたが、放置禁止区域の指定で自転車問題が全て解決する訳ではなく、啓発・撤去等日頃の地道な努力を継続的に行うことが必要です。今後とも地方公共団体や鉄道事業者と連携して放置自転車対策を進めていきたいと考えています。



放置禁止区域指定前



放置禁止区域指定後



## 5. 第二京阪道路に係る一体型高架下利用計画の策定について

### ■はじめに

一般国道1号第二京阪道路は、京都市伏見区と大阪府門真市を結ぶ幹線道路で、高速道路会社が管理する専用部と国が管理する一般部で構成され、ほぼ全線に渡り高架構造となっています。既に京都市伏見区～大阪府枚方市間10.5kmが供用済で、残る大阪府門真市までの16.9kmが今年度末に供用予定です。第二京阪道路は、市街地を通過することから、地域住民からの高架下利用要望が強く、供用と同時に占用させることが必要となっています。なお、高架下は、高速道路会社と国の双方が管理するエリアにまたがり、利用計画をそれぞれの者が作成すると利用計画に齟齬が生じる原因となることから、今年度末に供用する区間の利用計画は、共同で作成するように昨年度から高架下利用計画を検討しています。

### ■経 過

第二京阪道路高架下利用計画は、第二京阪道路高架下利用調整協議会において、学識経験者や地方公共団体の職員等のメンバーにより審議されていますが、具体的利用方法等については、市域毎に部会を設置し、それぞれ各地方公共団体の都市計画部局等が事務局となり、それぞれの市の実情に基づく運営を行っています。

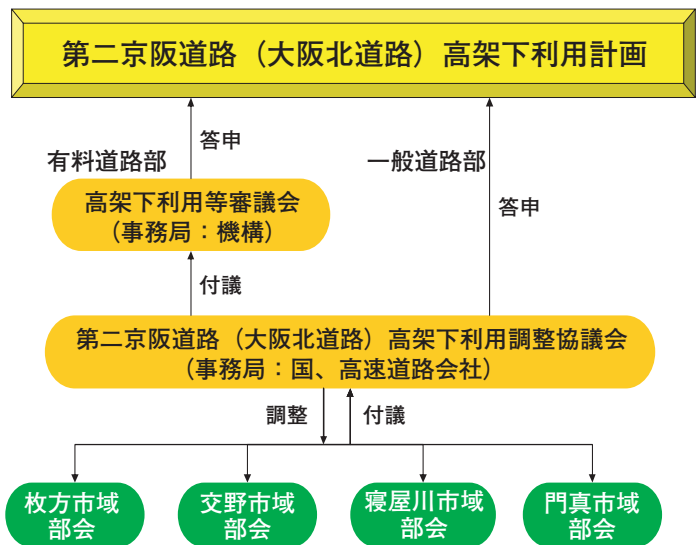
例えば、交野市では、沿道地域の市民の提案をワークショップで取りまとめた事例もあります。詳細は、交野市役所のホームページ

<http://www.city.katano.osaka.jp/kakka/tokutai/0902henkou/ikiiki%20ws/ikiiki%20kiroku.pdf> をご覧下さい。

### ■今 後

今後、各市域部会にて原案を確定し、年内を目途に第二京阪道路高架下利用調整協議会並びに機構による高架下利用等審議会における審議を経て、高架下等利用計画案の策定を目指しています。その際、平成21年1月26日付道路局長通達「高

### 協議会の組織体制



第二京阪道路の完成予想図

架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」で有効活用が可能となった「車両又は歩行者の通行の用に供していない道路区域内の土地」についても議論を深めており、下記のような調整池の上の公園の占用も検討しています。

第二京阪道路の高架下は、都心に残る空間として有効に利用すべきです。地域を分断したことに伴い必要となる利用なども想定されます。また、管理費の削減のためにも、可能な限り地域の皆さんに広く使ってもらうことも必要です。これまでの既成概念にとらわれることなく、利用計画を策定していく予定です。



調整池上の公園予定地